

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-6-5

TEL 03-3201-0350 FAX 3201-0351

Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

2020年
12月1日
第435号



JR東海労



http://jrtoukairou.sakura.ne.jp/

JR東海労働組合

発行人 木下 和樹
編集人 高山 浩

2020年度年末手当 不満を表明して妥結通告

本部は11月20日、2020年度年末手当に関する交渉を集約し、会社に対して大いに不満を表明して妥結を通告しました。

本部は9月24日、「2020年度年末手当に関する申し入れ」(申第15号)で、3.5ヶ月分支給、専任社員への5万円支給の要求を提出しました。団体交渉は、再申し入れを含め4回行いました。

本部は、「会社は赤字決算になるなど極めて厳しい局面だと言っているが、リニア建設の続行や役員報酬のほんの僅かな減額など、全く厳しさなど見られない。社員は、新型コロナウイルス禍の状況の中で、感染に怯えながら何ら平素と変わることなく仕事をし、安全安定輸送を担ってきた。何よりも、この間の社員の苦勞によ

って積み上げられてきた多大な内部留保金もあり、年末手当減額は認められない。逆に、このような時だからこそ年末手当を満額支給するべきだ」と強く追及しました。会社は赤字決算を盾に、「今までに経験したことのない状況である。入るものがなければ出せるものはない」とか、安定的支給ベースについても「安定した収入があつての話である」などと、「赤字であつても安定的に支給するためのベイス」と言ってきたことを覆しました。

水野裁判

会社によるパワハラを許さない！ 水野さん親子で陳述書を提出

東京地区分会水野良則さんが訴えている労災認定行政訴訟(通称「水野裁判A」、補助参加人…JR東海)第7回口頭弁論が11月5日、東京地裁で開催されました。新幹線地本、各分会、地本OB会、本部から代表者が

傍聴しました。今回は水野さん本人の陳述書に加えて、水野さんのお父さんが陳述書を提出しました。この陳述書は、水野さんへの会社の異常な仕打ちに耐えかねて、父親として会社に対して怒りの抗議を行

い、会社の不法行為やパワハラの撲滅を訴えた事実と、それに対する会社の不誠実な対応の事実を証明するものです。裁判終了後の報告集会で、新幹線地本は「証人尋問で、会社のパワハラを本人の口から語っても

体的な理由を答えませんでした。本部は、一方的な回答日変更に対して、団体交渉の開催を求めました。しかし会社は開催を拒否しました。

第3回団体交渉の11月11日、会社は2.2ヶ月という低額回答を行いました。本部は、「空いた口が塞がらない。役員が10%なのに、社員が27%も減額されるなど冗談でない。リニアは即刻中止せよ」と強く抗議しました。そして、持ち帰って検討する価値もないとして、その場で満額回答をするよう再申し入れを行いました。

再申し入れ団体交渉の11月17日、本部は「現場社員は怒っている。住宅ローンが支払えず家を手放さなければならぬ」など、多くの社員の切実な声を会社にぶつけました。安定的支給ベースについては、糾すために共に闘おう」と訴えました。水野さんは「陳述書は記憶を呼び起こし書き上げた。父にも書いてもらいたい。父にも書いてもらいたい。皆さんに支えられてここまでやってこられた。尋問に備えてしっかり準備していきたい」と力強い決意表明を行いました。

今回の第8回口頭弁論は、来年1月25日10時より東京地裁527法廷にて、水野さんの証人尋問が行われます。

今回は、多額な内部留保金について会社は、「設備投資、コマシヤルペーパー、法人税などで、自由に使えることはできない」などと言いつつ、本部は「ベイスも使うべき資金だ」と主張しましたが、会社は沈黙するだけでした。

本部は、第6回中央執行委員会でも検討した結果、会社から「妥結しなければJR東海労組員には支給しない」との脅迫めいた見解が出されたこと、他労組の早期妥結(JR東海ユニオンは、JR東海労が団体交渉中に妥結)などの現状を踏まえ、これ以上の前進が見込めないと判断し、交渉を集約する事を決定しました。

今次交渉で職場から共に闘った組合員の皆さんはもとより、JR東海労に多くの支援激励を下さった他労組組合員の方々に感謝します。

12月9日は松崎明さんが亡くなったからちょうど10年となる日である。松崎さんは、政治・経済情勢を分析し、将来を見据え、的確な労働運動の方針を確立させてきた。国鉄分割・民営化においては、人員削減や労働組合破壊攻撃が激化する中、組合員の雇用を守り、労働組合組織を残し発展させてきた。しかし、会社・権力者からの攻撃を許し、現在の状況は否定的である。10年前、松崎さんはこのような状況を想定したのだろうか。松崎さんの遺志を継ぐと決意したはずの連中が、こぞってJR東海労組を脱退し、別組織を立ち上げた。会社に対しても言うかと思いきや、政府機関と思えるような綱領をつくり、ダンマリになつてしまつた。指導部の人間性を疑いたくなる。松崎さんは、現葛西名誉会長からの組織破壊攻撃に抗して果敢に闘っているJR東海労の運動方針を理解し、連帯して共に闘ってくれた。私たちは、松崎さんの遺志を受け継いだ闘いを展開していると自負する。それは組合員の利益のための労働運動である。その一例が、年末手当満額獲得の闘い、リニア建設反対の闘いである。松崎さんの遺志をさらに引き継ぎ、今後自信を持って闘おう！



12月9日は松崎明さんが亡くなったからちょうど10年となる日である。松崎さんは、政治・経済情勢を分析し、将来を見据え、的確な労働運動の方針を確立させてきた。国鉄分割・民営化においては、人員削減や労働組合破壊攻撃が激化する中、組合員の雇用を守り、労働組合組織を残し発展させてきた。しかし、会社・権力者からの攻撃を許し、現在の状況は否定的である。10年前、松崎さんはこのような状況を想定したのだろうか。松崎さんの遺志を継ぐと決意したはずの連中が、こぞってJR東海労組を脱退し、別組織を立ち上げた。会社に対しても言うかと思いきや、政府機関と思えるような綱領をつくり、ダンマリになつてしまつた。指導部の人間性を疑いたくなる。松崎さんは、現葛西名誉会長からの組織破壊攻撃に抗して果敢に闘っているJR東海労の運動方針を理解し、連帯して共に闘ってくれた。私たちは、松崎さんの遺志を受け継いだ闘いを展開していると自負する。それは組合員の利益のための労働運動である。その一例が、年末手当満額獲得の闘い、リニア建設反対の闘いである。松崎さんの遺志をさらに引き継ぎ、今後自信を持って闘おう！

減収・減益を理由とした労働強化と 賃金抑制は許さない! リニア建設は直ちに中止せよ!

2020年度第2四半期中間決算経営協議会

2020年度第2四半期決算(中間決算)の経営協議会が10月29日、開催されました。本部は予め13項目の質問を用意し、質問項目について議論を行いました。今決算の純損益は、連結で1,135億円の赤字を計上し、今年度の業績予想は1,920億円の赤字と見込まれています。各項目の主な議論内容は以下の通りです。

【決算発表の時期】

本部は、JR東日本、JR西日本がすでに業績予想を明らかにしている中で、JR東海が第2四半期決算と同時の通期見通しの公表となつた理由を質問しました。会社は「コロナ過の影響によりお客様のご利用が大幅に減少したため、業績に影響があり予測を算定することが困難であった。今回の公表は、5、6月のご利用状況がある程度回復し、ここを見て一定の仮定をおいて業績予想を行った」と回答しました。

【効率化の内容】

会社は「業務執行全般にわたる効率化・低コスト化を一層強化する」としています。本部的な効率化・低コストの内容を質問しました。会社は「設備投資を含めて、当社で470億円、グループ会社で210億円、連結合計で680億円のコスト削減を計画し、計画通り進めて行く

考えである。安全・安定輸送に支障しない範囲で、工事の抑制や変更の可能なものについては、順次取り組みを行っていく」と回答しました。

クなどを企業は推進している」と指摘しました。しかし、会社は「リーマンショックがあつたが、その時の輸送量の水準が平成30年度の約80%であった」と、コロナ禍よりもリーマンの方が情勢が厳しいと分析していません。本部は「コロナ禍はリーマンと比較にならない。リモートワークなどが普及していく時代に、そのような分析は時代遅れだ」と追及しました。

【大規模改修工事】

本部は、東海道新幹線の大規模改修工事の進捗状況と2023年度(令和4年度)以降の計画、コロナ過に伴う経営環境の変化の影響について質問しました。

会社は「2023年度(令和4年度)以降の計画については、現時点では回答できるものはない」と回答しました。

【収入見通しの根拠】

会社は、運輸収入の見通しを21年3月で18年度比60%、同年6月で80%に回復し、通期の営業収益(単体)を5,820億円と見込んでいます。本部は、その根拠について質問しました。

会社は「感染対策はこの間実施してきていない。これですべてではない。できることはやっていく。罹患した社員については、賃金面でも就業規則、法令を遵守し適切に対応していく」と回答しました。

川本さんボーナスカット裁判

最高裁上告棄却は不当!

最高裁判所は11月6日、東京第一運輸所分会川本正行さんのボーナスカット裁判に対して、上告棄却及び上告を受理しないことを決定しました。

この裁判は、川本さんが会社から言われなきボーナスカットを受けたため、2018年1月11日、東京地方裁判所に提訴した事件です。第一審では、管理者5名と人事課長を証言台に

立たせ、恣意的な注意指導と曖昧な判断基準を浮き彫りにしました。第二審で川本さんは、「新幹線の全運転士の中で、日常的に運転整備の確認をされるのは東京第一運輸所の運転士だけだ。これで公平・公正といえるのか」と訴えました。いざれの判決も、川本さんの主張を無視し、一方的に会社の主張だけを認めた不当なものでした。今裁判では敗訴しまし

たが、裁判闘争を通じ、数多くの成果を勝ち取ることができました。当該職場では、パワハラまがいの注意指導や退出点呼時での報告書の記載強要は完全になくなりまし。そして、今裁判闘争を通じて、JR東海労全体で長年にわたり闘ってきた、会社による不当なボーナスカット攻撃を受けた組合員はゼロになりました。

この裁判闘争に対して、JR東海労組合員はもとより、多くの他労組組合員からの暖かい御支援と御協力がありません。全ての仲間感謝を申し上げます。

本部は、「コロナ禍で、会社の運輸収入の見通しは甘い。インバウンドの見込みはない。テレワークなどを企業は推進している」と指摘しました。しかし、会社は「リーマンショックがあつたが、その時の輸送量の水準が平成30年度の約80%であった」と、コロナ禍よりもリーマンの方が情勢が厳しいと分析していません。本部は「コロナ禍はリーマンと比較にならない。リモートワークなどが普及していく時代に、そのような分析は時代遅れだ」と追及しました。

大正時代の勤務を引用する会社

東京第二運輸所分会情報No.86

「年休裁判は今こうなっている18」より

年休裁判で会社は、準備書面(14)で、業務遂行体制のために、業務遂行例として「大正14年11月の品川車掌駐在所電車車掌行路の抜粋を出して現在に至るまで定着している」と主張しています。

本部は、「健全経営の状況下で会社が言う『健全経営』の認識について問い質しました。会社は「利益を上げ、社員に給与を払い、株主に配当すること。赤字決算を断面的に見るのではなく、長期的に判断するもの」と回答しました。本部は「健全経営と判断するならば、年

乗務員ノ仕業・には既に定められている。つまり、交番順序に基づき計画的に乗務員に対して勤務を割り振ることは、行路の存在と共に、我が国の鉄道業界において約百年にわたり定着している仕組みなのである。」大正時代のことを持ち出す意図は？全く求釈明の答えにならない!ただ言い訳に過ぎない!時季変更権を行使した理由、なぜ!年休が入らないか?それを聞きたい!裁判長も我々も年休が入らない正当な理由を確認したいだけである!

【リニア建設】

リニア建設について、本部は「27年開業とする」と、来年度から7,000億円ずつ投資しなければならぬ。建設費の捻出はどうなのか」と問い質しました。会社は、「財

投を活用して進めていく」としか回答できず、見直す考えは一切ありませんでした。また、静岡県との関係についても、非公開データを公表する意思は全くなく、強引に進めていく姿勢を露わにしました。